

鹿 児 島 県 公 報

令 和 2 年 7 月 17 日 (金) 第 124 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (河川課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 6

公 告

- 令和3年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告 (監理課取扱い) 6
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 8

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 11

公 安 委 員 会 告 示

- 犯罪被害者等早期援助団体の変更の届出 (相談広報課取扱い) 12

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 12

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 683 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和2年7月17日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡喜界町大字花良治字マデ84番7
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

出水市高尾野町大久保字石露6789番 1，高尾野町柴引字八久保3908番 2 から3908番 5 まで，3908番 7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第685号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 2 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除に係る保安林の所在場所

指宿市山川福元字土矢倉616番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
あおは薬局	薩摩川内市御陵下町23番地 6 号	令和 2 年 4 月 1 日
ナカムラ調剤薬局	南九州市知覧町郡5236-8	令和 2 年 4 月 1 日
加治木メンタルクリニック	姪良市加治木町反土1401-1	令和 2 年 4 月 2 日

なかしま歯科医院	いちき串木野市照島5064-1	令和 2 年 4 月 7 日
ありむら糖尿病・甲状腺・内科 クリニック	薩摩川内市御陵下町23番7号	令和 2 年 4 月 24 日
サン調剤薬局	霧島市横川町中ノ244番地3	令和 2 年 5 月 1 日
シダマ薬局久里店	奄美市名瀬久里町2-19竹山ビル B棟102号	令和 2 年 5 月 1 日
ミヤガハマ薬局	指宿市西方6735	令和 2 年 5 月 1 日
白男川薬局加治木店	始良市加治木町反土1402番地2	令和 2 年 6 月 1 日

鹿児島県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備西牟田雪山地区の換地計画に係る換地処分を、令和2年6月23日に行った。

令和 2 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第688号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 3 月 11 日から同年 11 月 5 日まで
- 3 作業の地域 南さつま市金峰町

鹿児島県告示第689号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和2年7月17日から同年8月6日までの間、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 三反園訓
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
いちき串木野市大字川上字黒岩平3214番から同市大字川上字ヲトロシ坂3204番7に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面
 - (2) 区域
次の a-1 から a-53 までを順次に直線で結んだ線及び a-53 と a-1 を直線で結んだ線により囲まれた区域
a-1 の地点 D J 14-3（北緯31度43分03秒96，東経130度21分20秒81）から247度22分10秒139.20メートルの地点
a-2 の地点 a-1 の地点から272度27分08秒1.73メートルの地点
a-3 の地点 a-2 の地点から226度05分59秒3.69メートルの地点
a-4 の地点 a-3 の地点から219度49分56秒3.59メートルの地点
a-5 の地点 a-4 の地点から214度22分09秒2.46メートルの地点
a-6 の地点 a-5 の地点から211度20分45秒2.11メートルの地点

a-7の地点	a-6の地点から208度25分58秒2.09メートルの地点
a-8の地点	a-7の地点から205度47分34秒1.83メートルの地点
a-9の地点	a-8の地点から203度24分20秒1.67メートルの地点
a-10の地点	a-9の地点から199度57分52秒3.40メートルの地点
a-11の地点	a-10の地点から195度16分57秒3.49メートルの地点
a-12の地点	a-11の地点から192度00分03秒10.00メートルの地点
a-13の地点	a-12の地点から191度15分52秒9.91メートルの地点
a-14の地点	a-13の地点から190度21分41秒2.90メートルの地点
a-15の地点	a-14の地点から188度57分13秒5.63メートルの地点
a-16の地点	a-15の地点から187度05分02秒5.00メートルの地点
a-17の地点	a-16の地点から187度04分57秒5.83メートルの地点
a-18の地点	a-17の地点から179度53分37秒7.01メートルの地点
a-19の地点	a-18の地点から177度41分00秒7.92メートルの地点
a-20の地点	a-19の地点から179度46分00秒3.68メートルの地点
a-21の地点	a-20の地点から182度29分40秒3.58メートルの地点
a-22の地点	a-21の地点から186度10分36秒2.40メートルの地点
a-23の地点	a-22の地点から187度43分08秒2.41メートルの地点
a-24の地点	a-23の地点から189度07分19秒2.49メートルの地点
a-25の地点	a-24の地点から191度47分12秒0.90メートルの地点
a-26の地点	a-25の地点から189度26分04秒2.03メートルの地点
a-27の地点	a-26の地点から184度39分11秒1.94メートルの地点
a-28の地点	a-27の地点から180度04分51秒2.13メートルの地点
a-29の地点	a-28の地点から175度12分08秒1.95メートルの地点
a-30の地点	a-29の地点から170度35分42秒1.97メートルの地点
a-31の地点	a-30の地点から165度54分55秒2.01メートルの地点
a-32の地点	a-31の地点から159度56分39秒3.10メートルの地点
a-33の地点	a-32の地点から161度32分18秒6.13メートルの地点
a-34の地点	a-33の地点から244度46分27秒0.86メートルの地点
a-35の地点	a-34の地点から336度20分16秒6.10メートルの地点
a-36の地点	a-35の地点から342度50分13秒4.54メートルの地点
a-37の地点	a-36の地点から334度00分01秒6.44メートルの地点
a-38の地点	a-37の地点から349度24分39秒7.53メートルの地点
a-39の地点	a-38の地点から2度47分58秒6.86メートルの地点
a-40の地点	a-39の地点から5度45分40秒6.75メートルの地点
a-41の地点	a-40の地点から1度44分17秒7.88メートルの地点
a-42の地点	a-41の地点から4度33分11秒7.00メートルの地点
a-43の地点	a-42の地点から4度37分07秒11.09メートルの地点
a-44の地点	a-43の地点から2度23分21秒5.81メートルの地点
a-45の地点	a-44の地点から3度04分19秒3.00メートルの地点
a-46の地点	a-45の地点から10度20分10秒9.99メートルの地点
a-47の地点	a-46の地点から10度58分10秒10.00メートルの地点
a-48の地点	a-47の地点から12度34分34秒7.90メートルの地点
a-49の地点	a-48の地点から35度49分02秒8.98メートルの地点
a-50の地点	a-49の地点から85度34分04秒4.61メートルの地点
a-51の地点	a-50の地点から56度32分47秒2.55メートルの地点
a-52の地点	a-51の地点から42度04分42秒1.92メートルの地点
a-53の地点	a-52の地点から64度10分53秒3.47メートルの地点
a-1の地点	a-53の地点から95度11分09秒1.81メートルの地点

(3) 面積

550.30平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

いちき串木野市大字川上字黒岩平3214番から同市大字川上字ヲトロシ坂3204番7に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面

(2) 区域

次の x 1 から x 56 までを順次に直線で結んだ線及び x 56 と x 1 を直線で結んだ線により囲まれた区域

x 1 の地点 D J 14-3 (北緯31度43分03秒96, 東経130度21分20秒81) から247度37分40秒129.98メートルの地点

x 2 の地点 x 1 の地点から115度15分25秒25.88メートルの地点

x 3 の地点 x 2 の地点から155度24分11秒5.30メートルの地点

x 4 の地点 x 3 の地点から245度24分38秒3.81メートルの地点

x 5 の地点 x 4 の地点から229度12分17秒1.09メートルの地点

x 6 の地点 x 5 の地点から245度24分27秒4.66メートルの地点

x 7 の地点 x 6 の地点から243度59分23秒2.91メートルの地点

x 8 の地点 x 7 の地点から237度59分41秒2.70メートルの地点

x 9 の地点 x 8 の地点から231度57分01秒3.57メートルの地点

x 10 の地点 x 9 の地点から226度00分20秒3.47メートルの地点

x 11 の地点 x 10 の地点から219度02分17秒2.84メートルの地点

x 12 の地点 x 11 の地点から215度07分19秒3.83メートルの地点

x 13 の地点 x 12 の地点から208度52分27秒4.01メートルの地点

x 14 の地点 x 13 の地点から202度45分54秒2.79メートルの地点

x 15 の地点 x 14 の地点から198度11分34秒2.32メートルの地点

x 16 の地点 x 15 の地点から195度05分50秒1.07メートルの地点

x 17 の地点 x 16 の地点から200度33分22秒2.39メートルの地点

x 18 の地点 x 17 の地点から289度54分13秒0.31メートルの地点

x 19 の地点 x 18 の地点から187度51分57秒3.92メートルの地点

x 20 の地点 x 19 の地点から182度16分48秒2.56メートルの地点

x 21 の地点 x 20 の地点から172度54分01秒5.08メートルの地点

x 22 の地点 x 21 の地点から174度44分49秒16.53メートルの地点

x 23 の地点 x 22 の地点から175度01分02秒7.97メートルの地点

x 24 の地点 x 23 の地点から174度13分35秒9.85メートルの地点

x 25 の地点 x 24 の地点から175度04分02秒6.52メートルの地点

x 26 の地点 x 25 の地点から265度22分25秒1.70メートルの地点

x 27 の地点 x 26 の地点から175度31分53秒8.93メートルの地点

x 28 の地点 x 27 の地点から265度41分41秒1.41メートルの地点

x 29 の地点 x 28 の地点から250度53分35秒26.77メートルの地点

x 30 の地点 x 29 の地点から252度44分42秒23.22メートルの地点

x 31 の地点 x 30 の地点から19度18分30秒6.04メートルの地点

x 32 の地点 x 31 の地点から10度48分36秒9.51メートルの地点

x 33 の地点 x 32 の地点から13度02分14秒9.50メートルの地点

x 34 の地点 x 33 の地点から15度16分27秒6.91メートルの地点

x 35 の地点 x 34 の地点から16度17分52秒6.41メートルの地点

x 36 の地点 x 35 の地点から358度46分39秒6.42メートルの地点

x 37 の地点 x 36 の地点から0度39分14秒7.89メートルの地点

x 38 の地点 x 37 の地点から3度34分24秒7.01メートルの地点

x 39 の地点 x 38 の地点から358度30分02秒11.50メートルの地点

x 40 の地点 x 39 の地点から3度53分31秒5.98メートルの地点

x 41 の地点 x 40 の地点から8度59分52秒3.08メートルの地点

x 42 の地点 x 41 の地点から10度26分41秒10.08メートルの地点

- x 43の地点 x 42の地点から 9 度 39 分 16 秒 10.00 メートルの地点
- x 44の地点 x 43の地点から 13 度 00 分 17 秒 3.00 メートルの地点
- x 45の地点 x 44の地点から 16 度 03 分 04 秒 2.83 メートルの地点
- x 46の地点 x 45の地点から 19 度 01 分 37 秒 3.00 メートルの地点
- x 47の地点 x 46の地点から 24 度 28 分 01 秒 2.48 メートルの地点
- x 48の地点 x 47の地点から 27 度 02 分 48 秒 2.50 メートルの地点
- x 49の地点 x 48の地点から 29 度 39 分 04 秒 2.50 メートルの地点
- x 50の地点 x 49の地点から 32 度 14 分 09 秒 2.50 メートルの地点
- x 51の地点 x 50の地点から 35 度 35 分 18 秒 2.50 メートルの地点
- x 52の地点 x 51の地点から 37 度 41 分 54 秒 1.51 メートルの地点
- x 53の地点 x 52の地点から 39 度 47 分 17 秒 2.50 メートルの地点
- x 54の地点 x 53の地点から 46 度 50 分 32 秒 6.75 メートルの地点
- x 55の地点 x 54の地点から 130 度 41 分 45 秒 13.21 メートルの地点
- x 56の地点 x 55の地点から 64 度 06 分 45 秒 7.38 メートルの地点
- x 1 の地点 x 56の地点から 62 度 16 分 02 秒 1.87 メートルの地点

(3) 面積

4,649.69 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

令和 2 年 6 月 18 日

大隅地域振興局告示第 12 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 7 月 17 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ジョブタス鹿屋事業所	鹿屋市大浦町 13805-3	株式会社オアシス	北海道札幌市白石区菊水三条二丁目 1 番 10 号リネット丸友 2 F	新井 誠志	令和 2 年 6 月 1 日	就労継続支援 A 型
サポート札元	鹿屋市札元一丁目 3516 番地 1	特定非営利活動法人藤栄	鹿屋市寿四丁目 3034 番地 24	瀬戸口 信	令和 2 年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型

公 告

令和 3 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告
 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 県内に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁（行政庁舎）会議室 （鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）	令和 2 年 8 月 3 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 8 月 4 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 8 月 6 日	9 : 00 ~ 17 : 00

		令和 2 年 8 月 18 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 8 月 20 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 8 月 24 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 8 月 25 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 8 月 26 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 8 月 27 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 9 月 1 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 9 月 2 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 9 月 9 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 9 月 11 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 9 月 25 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 9 月 30 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 1 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 2 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 5 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 6 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 9 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 12 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 19 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 20 日	9 : 00 ~ 17 : 00
薩摩川内会場	鹿児島県北薩地域振興局本庁舎会議室 (薩摩川内市神田町 1 番 22 号)	令和 2 年 8 月 11 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 8 月 17 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 9 月 3 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 9 月 15 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 9 月 25 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 9 月 30 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 10 月 15 日	9 : 30 ~ 16 : 30
加治木会場	鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎会議室 (始良市加治木町諏訪町 12 番地)	令和 2 年 8 月 18 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 9 月 2 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 9 月 14 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 9 月 24 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 9 月 29 日	9 : 30 ~ 16 : 30
		令和 2 年 10 月 19 日	9 : 30 ~ 16 : 30
鹿屋会場	鹿児島県大隅地域振興局本庁舎会議室 (鹿屋市打馬二丁目 16 番 6 号)	令和 2 年 8 月 12 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 2 年 8 月 19 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 2 年 8 月 28 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 2 年 9 月 4 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 2 年 9 月 16 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 2 年 9 月 23 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 2 年 9 月 28 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 2 年 10 月 1 日	10 : 00 ~ 16 : 00
		令和 2 年 10 月 16 日	10 : 00 ~ 16 : 00
種子島会場	鹿児島県熊毛支庁会議室 (西之表市西之表 7590 番地)	令和 2 年 9 月 17 日	10 : 00 ~ 16 : 00
屋久島会場	鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所会議室 (熊毛郡屋久島町安房 650 番地)	令和 2 年 9 月 18 日	9 : 00 ~ 12 : 00
大島会場	鹿児島県大島支庁会議室 (奄美市名瀬永田町 17 番 3 号)	令和 2 年 8 月 20 日	13 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 8 月 21 日	9 : 00 ~ 12 : 00
		令和 2 年 9 月 7 日	13 : 00 ~ 17 : 00

		令和 2 年 9 月 8 日	9 : 00 ~ 12 : 00
		令和 2 年 10 月 7 日	13 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 8 日	9 : 00 ~ 12 : 00
徳之島会場	徳之島建設業会館会議室 (大島郡 徳之島町亀津7460番地)	令和 2 年 9 月 9 日	13 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 9 月 10 日	9 : 00 ~ 15 : 00
		令和 2 年 10 月 12 日	15 : 00 ~ 17 : 00
		令和 2 年 10 月 13 日	9 : 00 ~ 15 : 00

2 県外に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁 (行政庁舎) 会議室 (鹿児島市鴨池新町10番1号)	令和 2 年 10 月 23 日 から同年 11 月 6 日 までのそれぞれの 日 (県の休日を除 く。)	9 : 00 ~ 17 : 00

一般競争入札公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を行う。

令和 2 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
モニタリングポスト用非常用発電機 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱 (昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。) 第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱 (平成 15 年鹿児島県告示第 416 号) 第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で 2 の (1) に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和2年7月17日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和2年8月27日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年8月27日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Emergency Generator for the Monitoring Station of Environmental Radiation:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 27 August 2020
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体及び法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 2 年 7 月 17 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木りゅうこを知事に推す会	今給黎 明尊	古川 明子	鹿児島市荒田一丁目41-1	令和2年6月12日
あんした信一後援会	竹下 修二	庵下 道子	伊佐市菱刈南浦261	令和2年6月11日
石原おさむ後援会	石原 修	橋口 登	薩摩川内市高城町1970-3	令和2年6月30日
小田原ひろし後援会	小田原 宏	小田原 いく子	伊佐市大口里775番地2	令和2年6月4日
元気な鹿児島をつくる会	湯川 一行	柏木 智文	鹿児島市大黒町3-18	令和2年6月9日
原発ゼロ・九条実現をめざす1万人の会	横山 富美子	山中 六江	鹿児島市荒田一丁目62番6号	令和2年6月15日
しおかぜの会	小幡 雅道	岩重 礼	鹿児島市武二丁目31番6号Aクロス武101	令和2年6月15日
女性知事を実現する会	徳満 正守	野呂 正和	鹿児島市下荒田一丁目25-4	令和2年6月22日
中島てつろう後援会	中島 久子	中島 祐子	伊佐市菱刈花北582-1	令和2年6月5日
ふくいきよのぶ後援会	福井 清信	竹下 秀樹	西之表市西町15番地	令和2年6月22日
ふくがわ勝久後援会	福川 勝久	井原 米吉	大島郡知名町大字知名2156-1	令和2年6月22日
横山ふみ子医師後援会	向原 祥隆	山中 六江	鹿児島市荒田一丁目62-6	令和2年6月17日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島	丸峯 正史	代表者の氏	丸峯 正史	坂口 竜	令和2年

県宅建支部		名			6月16日
		会計責任者の氏名	富山 義三	東 博義	
自由民主党霧島支部	吉村 敏	主たる事務所の所在地	霧島市霧島田口15	霧島市霧島田口1652	令和2年6月5日
		代表者の氏名	吉村 敏	深町 四雄	
自由民主党栗野支部	上水流 功	会計責任者の氏名	福満 大輔	玉置 實	平成31年1月30日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
青木りゅうこ後援会	今給黎 明尊	政治団体の名称	青木りゅうこ後援会	青木りゅうこを知事に推す会	令和2年6月16日
いとう祐一郎後援会	古木 圭介	代表者の氏名	古木 圭介	浜田 健一郎	令和2年6月22日
鹿児島県建築士事務所政治連盟	川口 利昭	会計責任者の氏名	大原 一郎	八反田 淳一	令和2年5月25日
鹿児島県宅建政治連盟	佐田 弘	代表者の氏名	佐田 弘	岩川 初男	令和2年6月16日
		会計責任者の氏名	富山 義三	東 博義	
かごしま水商売連盟	下山 直哉	政治団体の名称	かごしま水商売連盟	情報公開かごしま	令和2年6月1日
橋本きんや後援会	橋本 欣也	政治団体の名称	橋本きんや後援会	橋本欣也後援会	令和2年6月22日
山元明後援会	山元 明	代表者の氏名	山元 明	加藤 和馬	令和2年6月1日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第76号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターから次のとおり変更の届出があった。

令和2年7月17日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	久留 一郎	餅原 尚子	令和2年6月10日

公安委員会公告

警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和2年7月17日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 空港保安警備業務 1 級
 - (2) 空港保安警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時, 実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
 - ア 空港保安警備業務 1 級
令和 2 年 10 月 22 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 空港保安警備業務 2 級
令和 2 年 10 月 21 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - ウ 検定当日の受付時間
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
 - (2) 実施場所
宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1)
 - (3) 受検定員
いずれの検定も 30 人 (宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし, 受付先着順とする。)
- 3 検定の受検資格
 - (1) 空港保安警備業務 1 級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者のうち, 次のいずれかに該当する者
 - ア 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年 国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者
 - イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として, 都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けた者
 - (2) 空港保安警備業務 2 級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 空港保安警備業務 1 級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
 - (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査 (以下「手荷物等検査」という。) に関すること。
 - (オ) 空港に関すること。
 - (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 乗客等の接遇に関すること。
 - (イ) 手荷物等検査に関すること。
 - (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 空港保安警備業務 2 級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
 - (エ) 手荷物等検査に関すること。

- (カ) 空港に関すること。
 - (ク) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 乗客等の接遇に関すること。
 - (イ) 手荷物等検査に関すること。
 - (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和 2 年 8 月 11 日（火）から同月 21 日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 空港保安警備業務 1 級
 - (ア) 検定規則において規定する検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通
 - (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
 - (オ) 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通
 - (カ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通
 - イ 空港保安警備業務 2 級
 - (ア) 検定申請書 1 通
 - (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
- 空港保安警備業務 1 級及び同 2 級ともに、16,000 円（16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
- なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他

-
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）